

金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2～7(これらに付される(注)を含む)に示されている内容と弊社の「お客さま本位の業務運営に関する方針」との対応関係は以下のとおりです。

	実施の有無	弊社の「お客様本位の業務運営に関する方針」の於ける該当箇所(項目名)
【顧客の最善の利益の追求】		
原則2	実施	原則2【顧客の最善の利益の追求】に記載
(注)	実施	FD宣言序文 に記載
【利益相反の適切な管理】		
原則3	実施	原則3【利益相反の適切な管理】に記載
(注)	実施	原則4後半部分「販売手数料の多寡により、お客様にお勧めする保険商品を決めることはありません。」に記載
【手数料の明確化】		
原則4	実施	原則4【手数料等の明確化】に記載
【重要な情報の分かりやすい提供】		
原則5	実施	原則5【重要な情報の分かりやすい提供】に記載
(注1)	実施	原則5① に記載 原則4「販売手数料の多寡により～」に記載
(注2)	一部実施	【その他取組方針】に記載
(注3)	実施	原則5② に記載
(注4)	実施	原則5【重要な情報の分かりやすい提供】に記載
(注5)	実施	原則5【重要な情報の分かりやすい提供】に記載
【顧客にふさわしいサービスの提供】		
原則6	実施	原則6【顧客にふさわしいサービスの提供】に記載
(注1)	実施	原則5① に記載
(注2)	一部実施	【その他取組方針】に記載
(注3)	非該当	【その他取組方針】に記載
(注4)	実施	原則6「70歳以上のお客様に関しては～」に記載
(注5)	実施	原則2【顧客の最善の利益の追求】に記載
【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】		
原則7	実施	原則7【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】前半部分に記載
(注)	実施	原則7【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】前半部分に記載